

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 On-Site Visualization 研究会(略称、OSV 研究会)と称する。

2 当法人は、英文で、The On-Site Visualization Consortium と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、防災・減災、社会インフラの合理的状態把握・安全監視及び維持管理、安全・安心な社会の創造などの分野における諸課題を明確化し、会員相互の協力によって OSV(任意情報を、それが生じている場所において可視化すること)に関連する技術の向上と普及及び促進を図り、国の内外において国土の保全と市民生活の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) OSV に関連する技術を適用すべき社会的課題の抽出
- (2) OSV に関連する技術の研究開発の推進
- (3) OSV に関連する技術の知的財産権に関する管理
- (4) OSV に関連するハードウェア、ソフトウェア、システムなどの企画、製造及び販売
- (5) OSV に関連する技術相談とサービスの提供
- (6) OSV に関連する各種規格の作成と標準化の推進
- (7) OSV に関連する認証事業の推進
- (8) OSV に関連する教育・啓蒙活動の推進
- (9) OSV に関連する広報活動の推進
- (10) OSV に関連する情報・人的交流の推進
- (11) 前記各号に付帯関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子広告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 第3章 会員

#### (法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、正会員、賛助会員及び個人会員とし、そのうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### (会員種別)

第7条 本研究会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員（民間企業、業種別全国団体など）
- (2) 賛助会員（政府機関、地方自治体、公益法人、教育・研究機関など）
- (3) 個人会員（当法人の目的に賛同し、理事会で承認された個人）

#### (入社)

第8条 当法人の会員になろうとする個人または団体は、当法人所定の手続きにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

#### (経費などの負担)

第9条 当法人の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるために、会員は総会において別に定める入会金及び会費を負担する義務を負う。

#### (退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至った時には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当定款若しくは、その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款及び附則の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 事業方針の承認
- (6) 計算書類等の承認
- (7) 入会金及び会員の会費分担基準
- (8) 理事及び監事の報酬等の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

### (開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度末から2か月以内に開催する他、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第17条 正会員の5分の1以上が賛成する場合に、正会員は代表理事に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

### (議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員各1個とする。

### (書面等による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の3分の2以上（委任状含む）の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の3分の2以上の会員が出席（委任状含む）し、出席した正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上  
（うち代表理事1名）
- (2) 監事 1名

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 当法人に役職者として代表理事1名を置き、理事会の決議により、理事の中から選定及び解職する。

3 役職者に欠員が生じた場合は、社員総会の決議により、理事の中から欠員となった役職者の補欠を選定することができる。

4 代表理事を会長とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び当定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び当定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況調査ができる。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事または監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利と義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給する事が出来る。ただし、当分の間、役員は無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96

条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 顧問

(顧問)

第 35 条 当法人の業務に対して、専門的立場からアドバイスを頂く為、顧問を置く事が出来る。

2 顧問は、当法人の運営において功労のあった者及び学識経験者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、通算 5 期まで再任できるものとする。

## 第 8 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 37 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 当定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 41 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 29 年 10 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 42 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事兼代表理事 芥川真一  
設立時理事 中田勝行  
設立時理事 田中茂  
設立時監事 下嶋一幸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 43 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	神戸市中央区港島中町 2 丁目 3 番地の 8 ルイシャトレ神戸ポートアイランド 904 号
		氏名	芥川真一
	2	住所	京都市北区等持院中町 39 番地
		氏名	中田勝行
	3	住所	鹿児島県鹿屋市西原 4 丁目 15 番 34 - 3 号
		氏名	田中茂

(法令の準拠)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 On-Site Visualization 研究会設立のため、全設立時社員を代理して司法書士軍司嘉清が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 28 年 11 月 1 日

設立時社員 芥川真一  
設立時社員 中田勝行  
設立時社員 田中茂

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 軍司 嘉清

以上